荒尾市立小中学校タブレット端末整備運用等業務委託 仕様書

1. 事業目的

新学習指導要領において、情報活用能力の育成は言語能力及び問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられており、Society5.0の時代を生きる多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するために、学習活動において1人1台のタブレット端末の整備及び積極的な活用が求められている。

また、感染症発生等の非常時においてもICT機器を活用した遠隔・オンライン学習等により、学びを継続できる環境整備が必要となっている。

本事業では、活用支援、管理運用支援、保守業務等を含むタブレット端末等の整備を業務委託により行うものである。

2. 業務名

荒尾市立小中学校タブレット端末整備運用等業務委託

3. 履行場所

(1) 荒尾市立小中学校13校

(荒尾第一小学校、万田小学校、平井小学校、府本小学校、八幡小学校、有明小学校、緑ケ丘小学校、中央小学校、清里小学校、桜山小学校、荒尾海陽中学校、荒尾第三中学校、 荒尾第四中学校)

(2) 荒尾市役所(荒尾市教育委員会)

4. 履行期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

※ タブレット端末(ソフトウェア等含む。)及び周辺機器(以下「タブレット端末等」という。)の納入及び導入設定業務の履行期限は、令和3年1月31日までとする。

ただし、受託者の責めに帰することができない事由により、履行期限までにタブレット端末等の納入を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付して、履行期間について教育委員会と協議を行うものとする。

5. 活用方法

小中学校においては、次のようなタブレット端末の活用を想定している。

(1) 教職員による I C T 活用

ア 授業支援ソフトウェア (デジタル教科書を含む。)等を活用した教材等の一斉発信や 児童生徒の回答・考え方の把握・集約・提示。また、電子黒板用 P C (O S: Windows 10 Pro) とタブレット端末間の動画、教材等の共有。

イ 教材研究や教材作成

ウ LTE通信を活用し、WEB会議ソフトウェア等での児童生徒の健康観察や学習支援

- エ 学校、自宅等での学習支援ソフトウェア等を活用した学習支援
- (2) 児童生徒によるICT活用
 - ア 文字や画像・音声などの情報の収集・選択・活用
 - イ カメラ機能、文書作成ソフトウェア等の活用による資料の作成
 - ウ プレゼンテーションソフトウェアを活用した発表
 - エ 協働学習における意見の交換や資料の作成・共有
 - オ プログラミングソフトウェアを活用したプログラミング学習
 - カ 学校、自宅等での学習支援ソフトウェア等を活用した学習

6. 業務内容

タブレット端末等の納入、保守及びヘルプデスク業務、LTE通信の提供やタブレット端末等の円滑な活用のための研修、管理運用支援等を一括した教育ICT機器の整備運用業務とする。

主な業務内容は、次に示すものとする。なお、納入されたタブレット端末等(ソフトウェア、SIMカード等は除く。)の所有権は委託者に帰属するものとする。

(1) タブレット端末等の納入

ア タブレット端末等の内容については「7. タブレット端末等の仕様等」に示すものと し、納入及び保守対応を行うこと。

- イ タブレット端末等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- ウ タブレット端末等の調達、納入、設定等全ての諸費用については、受託者の負担と すること。
- エ 初期不良による故障については、交換を基本として対応すること。
- オ タブレット端末等は、次のような利用制限を実施できるようにすること。
 - ①タブレット端末の設定変更及び初期化の制限
 - ②アプリケーションのインストール及びアンインストールの制限
 - ③私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入(サイト上からの購入、ストア系 アプリからの購入等)の制限
 - ④有害なインターネットサイト閲覧の制限
 - ⑤私的利用 (SNS投稿等)の制限
 - ⑥使用を許可されていない者のタブレット端末等の利用の制限
- (2) クラウドサービスによる情報管理
 - ア 授業において児童生徒が作成した成果物及び教職員が授業で使用するために作成した 教材等を保存共有するためのクラウドストレージを提供すること。
 - イ クラウドストレージ上に保存されたデータの利用者を制限・管理する手段を講じること。
- (3) LTE通信の提供

- ア LTE (4G) 通信を提供すること (一部地域や一時的にLTE (4G) 通信の提供 が不可能な場合は、市と協議の上3Gによる補完も可とする。)。
- イ タブレット端末等を利用した授業等を恒常的に実施するために月3GB以上のLTE (4G)通信について、通信速度・通信量を確保すること。また、通信量シェア等の補 完策を用いること。
- ウ 通信状況の監視を行い、必要に応じその状況の通知を行うこと。また、定期的に実績 報告をすること。
- エ 月当たり通信量が超過した場合でも、低速措置等で通信を確保すること。
- オ 小中学校など主に端末を利用する場所において電波が入りにくい場合は、協議の上、 速やかに電波の改善対策を実施すること。
- (4) 運用保守(ヘルプデスク・故障等対応窓口)
 - ア ハードウェア及びソフトウェアの対応窓口を一本化するヘルプデスクを設置し、各学校、ICT支援員及び教育委員会からの問合せ及び故障等時に対応すること。また、緊 急時については、時間外であっても柔軟に対応すること。
 - イ 端末の紛失・盗難・故障等の際は、市が保有する予備機で対応し、必要に応じて速や かに設定等を行うこと。
 - ウ 故障時、メーカー保証対象の場合については、速やかに修理の手続を行い、有償の場合については、教育委員会に修繕費用等の必要な情報を連絡すること。
 - エ 紛失等において、SIMカードの再発行等に別途費用が発生する見込みがある場合には、その旨を連絡すること。
 - オ 学校及び教育委員会と連携し対応すること。

(5) 研修等

- アータブレット端末等の円滑な活用のために必要な情報提供等の支援を行うこと。
- イ タブレット端末等の操作活用方法等について研修会等を開催すること。
- ウ 研修等については、遅くとも令和3年4月からタブレット端末等を使用した授業等が 開始できる内容及びスケジュールで実施すること。

7. タブレット端末等の仕様等

(1) タブレット端末等の仕様及び数量

機器等	仕様	最低必要数
タブレット端末	 ア i P a d 第7世代以降であること。 イ Wi F i +セルラーモデルであること。 ウ 32GB以上のストレージを有すること。 エ Lightning-USBケーブル、USB電源アダプタ等が附属していること。 オ 連続7時間以上の使用に耐えるバッテリー性能を有すること。 	4,400台 (予備200台含む。)

Г				
	※見積書には、公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機			
	器購入事業)の対象経費と対象外経費の内訳が分かるよう記載			
	すること。【補助対象台数:2,657台】			
	タブレット端末に装着された状態で納入すること。			
SIMカード	※見積書には、公立学校情報機器整備費補助金(家庭学習のため	4,200枚		
5 1 1/1//	の通信機器整備支援事業)の対象経費と対象外経費の内訳が分か	1, 2000		
	るよう記載すること。【補助対象枚数:521枚】			
キーボード	タブレット端末本体との接続は、有線方式であること。	4,200台		
タブレット端末	ア スタンド機能付きであること。			
用ケース	イ タブレット端末をケースに入れたまま充電保管庫(型番: C	4,200台		
加ケーハ	AI-CAB107 サンワサプライ)で充電できること。			
タブレットペン	導入するタブレット端末で使用可能なもの	4,200本		
画面保護フィル	 タブレット端末に装着した状態で納入すること。	4,400枚		
ム	アクレクド端水に表有した状態で耐力ですること。	4, 400/1		
	遠隔学習等で教職員が使用するカメラ、マイク、これらの附属品			
	(三脚やリモコン等)を各校1セット以上導入すること。			
周辺機器	※見積書には、公立学校情報機器整備費補助金(学校からの遠隔	13セット		
	学習機能の強化事業)の対象経費と対象外経費の内訳が分かるよ			
	う記載すること。			
	障がいのある児童生徒のための入出力支援装置(ア〜カ)を納入			
	すること。			
	ア ボタンマウス AMAneoBTi 1台			
	イ なんでもワイヤレス 1台			
	ウ i デバイスアジャストブル ユニバーサルアームタイプ 1			
周辺機器	台(型番19010123)			
	エ ウルトラジョイスティック(型番ULTRA) 1台	計8台		
	才 拡大読書器acrobat HD 2台			
	カ トーキングエイド for i Pad テキスト入力版ライセ			
	ンスID(手引書付) 2台			
	※見積書には、公立学校情報機器整備費補助金(公立学校入出力			
	支援装置購入事業)の対象経費と対象外経費の内訳が分かるよう			
	記載すること。			
	ア 日本語のインターフェースで運用できること。			
MDM(管理ソ	イ タブレット端末の遠隔ロック等が行えること。	. 15		
フトウェア)	ウ タブレット端末の各種設定・利用制限を行えること。	1式		
	エ アプリケーションの一括配信及び一括削除が行えること。			
授業支援ソフト	ア 一斉学習、個別学習及び協働学習を支援する機能(教材の配	1 —		
ウェア	布、電子黒板等への提示、児童生徒の画面の共有等)を有する	1式		

	ソフトウェアを納入すること。	
	イ 少なくとも4,200台のタブレット端末が5年間使用でき	
	るライセンスを含めて導入すること。	
	ア 小学校1年生から中学校3年生までの9学年5教科(国語、	
	算数・数学、理科、社会、英語)及び中学実技教科(保健・体	
学習支援ソフト	育、技術、家庭、音楽、美術)に対応した一斉学習、問題演	
	習、家庭学習を支援する機能(デジタルドリル、確認テスト機	1式
ウェア	能等)を有するソフトウェアを納入すること。	
	イ 少なくとも4,200台のタブレット端末が5年間使用でき	
	るライセンスを含めて導入すること。	
	ア 校内及び教育ネットワーク内にサーバーを設置しないクラウ	
	ドサービスであること。	
	イ 有害サイトへのブロックやアクセス制限(ブラックリスト、	
	ホワイトリスト)等の機能を有すること。	
	ウ SNSや動画投稿サイト等への書き込み、動画等投稿を制限	
フィルタリング	できること。	4 —1>
ソフトウェア	エ ネットワーク接続方式 (WiFi/LTE) を問わずにフィ	1式
	ルタリングできること。	
	オ 教職員や児童生徒などグループ単位にフィルタリング設定が	
	できること。	
	カ 少なくとも4,200台のタブレット端末が5年間使用でき	
	るライセンスを含めて導入すること。	
	ア 遠隔授業を支援する機能(Web会議機能、画面共有、チャ	
字	ット機能等)を有するソフトウェアを納入すること。	
遠隔授業支援ソフトウェア	イ 少なくとも170クラス(1クラス教職員1名、児童生徒4	1式
	0名)が同時に遠隔授業を実施できるライセンス数及び5年間	
	使用できるライセンスを含めて導入すること。	
プログラミング	小学校及び中学校を対象とするプログラミング的思考力の育成に	1 —
ソフトウェア等	資するソフトウェア及び教材を導入すること。	1式

(2) 端末の導入設定業務について

- ア 各設定内容の詳細については、受託者が荒尾市の要望をヒアリングし、端末設定仕様 書を作成すること。
- イ 端末設定仕様書に基づき、MDM、各種アプリケーションのインストール等について、発注者が指定する設定を行い、利用可能な状態で納品すること。
- ウ 機器には、管理番号等を記載したラベル等を貼付し、納入場所と管理番号が確認できる一覧表を教育委員会へ提出すること。管理番号の表記の仕方については教育委員会と 協議を行うこと。

8. 納入場所及び想定数量 (令和元年5月1日時点 ※公立学校情報機器整備費補助金基準日時点)

タブレット端末等の納入場所等は次の表のとおり。ただし、納入時期の児童生徒数の状況に 応じて、納入場所ごとのタブレット端末等台数を変更する場合がある。また、周辺機器等の納 入場所毎の内訳については荒尾市教育委員会、受託者協議の上で決定する。

	所在	タブレット端末等(台)	
納入場所		児童生徒用	教職員及び教育委
1			員会用
荒尾第一小学校	荒尾981-2	430	21
万田小学校	万田696-1	432	19
平井小学校	上井手1108	147	11
府本小学校	樺2313-2	77	10
八幡小学校	野原1461	266	17
有明小学校	一部 3 0 5	176	11
緑ケ丘小学校	荒尾4238	428	19
中央小学校	荒尾4043	557	25
清里小学校	牛水1555	92	10
桜山小学校	桜山町3丁目25-1	154	11
荒尾海陽中学校	荒尾1828	479	20
荒尾第三中学校	本井手700	504	20
荒尾第四中学校	野原1528	243	14
並見士塾去禾 具入	宮内出目390	0	207
荒尾市教育委員会			(予備200台含む。)
合計		3,985台	415台
			4,400台

9. 非常時の対応

- (1) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに受託者の負担において速やかに原状復旧を行うこと。
- (2) 受託者は、機器やシステム等に異常が発生した際には、状況の把握に努め、速やかに教育委員会に報告すること。
- (3)機器の納入時又はシステム管理業務上、事故が発生したときは、速やかに適切な処置を講じるとともに、教育委員会に報告すること。

10. 負担区分

- (1)機器の運搬費、納品場所への移動交通費(ガソリン代)等は、本事業費にあらかじめ含まれるものとする。
- (2) 使用者による機器の破損等で部品の交換及び修理費用が発生する場合には荒尾市の負担とするが、初期不良、納品時の破損等については受託者の対応とする。

11. その他

- (1)業務上知り得た個人情報、その他の管理業務に係る情報を第三者へ漏えい又は公表してはならない。業務担当から離れた場合も同様とする。
- (2)業務上知り得た情報、画像などは、荒尾市教育委員会に無断で転用してはならない。
- (3) この仕様書に記載がない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、荒尾市教育委員会、受託者双方協議の上で定めるものとする。